

亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第21号

亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p><u>(2) 管理不全状態の空家等</u> 次に掲げるいずれかの状態にあると認められる空家等（特定空家等を除く。）をいう。</p> <p><u>ア そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態</u></p> <p><u>イ そのまま放置すれば衛生上有害</u></p>

<p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p>[ (4) 略 ]</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項の規定に基づき亀山市空家等対策計画を定めるものとする。</u></p> <p>(亀山市空家等対策協議会)</p> <p>第8条 <u>法第8条第1項に規定する協議</u>のほか、次の各号に掲げる事項を協議するため、同項の規定に基づき亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>特定空家等又は管理不全空家等の認定の適否に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特定空家等及び管理不全空家等の措置の方針に関すること。</u></p> <p>[ (3) 略 ]</p> <p>(特定空家等及び<u>管理不全空家等の認定</u>)</p> <p>第9条 市長は、協議会の意見を聴き、</p>	<p><u>となるおそれのある状態</u></p> <p>ウ <u>適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態</u></p> <p>エ <u>その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[ (4) 略 ]</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項の規定に基づき亀山市空家等対策計画を定めるものとする。</u></p> <p>(亀山市空家等対策協議会)</p> <p>第8条 <u>法第7条第1項に規定する協議</u>のほか、次の各号に掲げる事項を協議するため、同項の規定に基づき亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>特定空家等又は管理不全状態の空家等の認定の適否に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特定空家等及び管理不全状態の空家等の措置の方針に関すること。</u></p> <p>[ (3) 略 ]</p> <p>(特定空家等及び<u>管理不全状態の空家等の認定</u>)</p> <p>第9条 市長は、協議会の意見を聴き、</p>
--	---

特定空家等又は管理不全空家等を認定するものとする。

[条を削る。]

(緊急安全措施)

第10条 [略]

(委任)

第11条 [略]

特定空家等又は管理不全状態の空家等を認定するものとする。

(管理不全状態の空家等に対する措置)

第10条 市長は、前条の規定により認定した管理不全状態の空家等の所有者等に対し、第2条第2号アからエまでに掲げる状態の改善に必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該状態の改善に必要な措置をとることを勧告することができる。

(緊急安全措施)

第11条 [略]

(委任)

第12条 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。